

訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションにおける
短期集中リハビリテーション実施加算等の起算点について

短期集中リハビリテーション実施加算等の起算日は、「退院（所）日」と「認定日」（法第 27 条第 1 項に規定する要介護認定を受けた日）の 2 つがあり、このうちの「認定日」について、本県では過去に厚生労働省に確認し「認定有効期間の初日」として取り扱ってきました。

しかし、厚生労働省のホームページ等で「認定日とは、市町村における認定年月日を指す」との見解が見受けられるため、短期集中リハビリテーション実施加算等の起算日である「認定日」については、「認定有効期間の初日」だけでなく、「市町村における要介護認定日」として取り扱うことも可能という取り扱いといたします。

周知期間も必要であることから、平成 23 年 9 月サービス提供分からこの取り扱いに変更することとします。